

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：令和4年3月末までに、職員が生後1年3月に達しない子を育てる場合のための特別休暇（有給）を新設する。

職員が生後1年3月に達しない子を育てる場合で、その都度必要と認める時間（ただし、2時間を超えることができない）の特別休暇（有給）を利用できるようにする。

<対策>

- 平成31年4月～ 検討開始
- 令和2年4月～ 労働者代表との協議
- 令和3年3月～ 理事会で就業規則改正の承認
- 令和3年4月～ 改正内容を回覧等により職員へ通知